

日 時 平成26年3月18日(火) 午前10時 開 議

出席議員 (16人)

1番 村上啓二	2番 工藤和行
3番 黒石ナナ子	4番 今井敬
5番 工藤禎子	6番 佐々木隆
7番 後藤秀憲	8番 大久保朝泰
9番 大溝雅昭	10番 工藤俊広
11番 工藤和子	12番 山田鉦一
13番 福士幸雄	14番 北山一衛
15番 中田博文	16番 村上隆昭

欠席議員 (なし)

出席要求による出席者職氏名

副市長 玉田 芙佐男	総務部長 成田 耕作
企画財政部長 後藤 善弘	健康福祉部長兼 福祉事務所長 村元 英美
農林商工部長兼 バイオ技術センター所長 永田 幸男	建設部長 工藤 伸太郎
総務課長兼 検査指導監 阿保 正一	人事課長 沖野 恵美子
管財課長兼 土地開発公社事務局長 藤田 克文	市民環境課長 木川 一雄
企画課長 千葉 毅	財政課長 鈴木 正人
国保年金課長 五十嵐 茂幸	福祉総務課長 鎌田 幸男
高齢介護課長 地域包括支援センター所長 山口 幸誠	農林課長兼 バイオ技術センター次長 玉田 純一
商工観光課長 幾田 良一	建設課長 真土 亨
上下水道課長 大平 鉄司	農業委員会会長 佐山 秀夫
選挙管理委員会 委員長 乗田 兼雄	監査委員 廣瀬 左喜男
教育委員会 委員長 村上 良子	教育長 阿保 淳士
教育部長 奈良岡 和保	黒石病院 事業管理者 柿崎 武光

## 会議に付した事件の題目及び議事日程

平成26年第1回黒石市議会定例会議事日程 第4号

平成26年3月18日(火) 午前10時 開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 報告第1号 平成25年度黒石市水道事業会計補正予算(第2号)について
- 第3 報告第2号 平成25年度黒石市一般会計補正予算(第7号)について
- 第4 報告第3号 権利の放棄について
- 第5 報告第4号 権利の放棄について
- 第6 報告第5号 権利の放棄について
- 第7 報告第6号 権利の放棄について
- 第8 報告第7号 権利の放棄について
- 第9 議案第1号 黒石市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第2号 黒石市情報公開条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第3号 黒石市国民保護協議会条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第4号 黒石市特別職の職員の給料等に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第5号 黒石市一般職職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第6号 黒石市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第7号 黒石市落合共同浴場条例の一部を改正する条例制定について
- 第16 議案第8号 黒石市火入れに関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第17 議案第9号 黒石市沖揚平交流センター条例を廃止する条例制定について
- 第18 議案第10号 黒石市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第19 議案第11号 黒石市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について
- 第20 議案第12号 黒石市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改

正する条例制定について

- 第21 議案第13号 黒石市行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第22 議案第14号 黒石市老人福祉センター条例の一部を改正する条例制定について
- 第23 議案第15号 黒石市姥懐霊園墓地条例の一部を改正する条例制定について
- 第24 議案第16号 黒石市農村活性化施設条例の一部を改正する条例制定について
- 第25 議案第17号 黒石市花巻村づくりセンター条例の一部を改正する条例制定について
- 第26 議案第18号 黒石市袋生活改善センター条例の一部を改正する条例制定について
- 第27 議案第19号 黒石市小屋敷集落研修センター条例の一部を改正する条例制定について
- 第28 議案第20号 黒石市派村集落研修センター条例の一部を改正する条例制定について
- 第29 議案第21号 黒石市高賀野集落農業研修センター条例の一部を改正する条例制定について
- 第30 議案第22号 黒石市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例制定について
- 第31 議案第23号 黒石市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例制定について
- 第32 議案第24号 黒石市有機物資源活用センター条例の一部を改正する条例制定について
- 第33 議案第25号 黒石市産業会館条例の一部を改正する条例制定について
- 第34 議案第26号 津軽伝承工芸館条例の一部を改正する条例制定について
- 第35 議案第27号 津軽こけし館条例の一部を改正する条例制定について
- 第36 議案第28号 黒石市虹の湖公園管理条例の一部を改正する条例制定について
- 第37 議案第29号 津軽こみせ駅条例の一部を改正する条例制定について
- 第38 議案第30号 黒石市都市公園条例の一部を改正する条例制定について
- 第39 議案第31号 黒石市下水道条例の一部を改正する条例制定について
- 第40 議案第32号 黒石市立学校使用料条例の一部を改正する条例制定について
- 第41 議案第33号 黒石市民文化会館条例の一部を改正する条例制定について
- 第42 議案第34号 黒石市婦人会館条例の一部を改正する条例制定について
- 第43 議案第35号 黒石市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例制定について

- 第44 議案第36号 黒石市立公民館条例の一部を改正する条例制定について
- 第45 議案第37号 黒石市西部地区センター条例の一部を改正する条例制定について
- 第46 議案第38号 スポカルイン黒石条例の一部を改正する条例制定について
- 第47 議案第39号 黒石市中央スポーツ館条例の一部を改正する条例制定について
- 第48 議案第40号 黒石市立武道場条例の一部を改正する条例制定について
- 第49 議案第41号 黒石市北地区小体育館条例の一部を改正する条例制定について
- 第50 議案第42号 黒石市上水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について
- 第51 議案第43号 黒石市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について
- 第52 議案第44号 黒石市温泉供給事業条例の一部を改正する条例制定について
- 第53 議案第45号 黒石市国民健康保険黒石病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 第54 議案第46号 黒石市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第55 議案第47号 黒石市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第56 議案第48号 黒石市国民健康保険黒石病院事業の設置及び経営の基本に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第57 議案第49号 権利の放棄について
- 第58 議案第50号 市道の路線認定について
- 第59 議案第51号 災害復旧事業の施工について
- 第60 議案第53号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第61 議案第54号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第62 議案第55号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第63 議案第56号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第64 議案第57号 平成25年度黒石市一般会計補正予算（第8号）
- 第65 議案第58号 平成25年度黒石市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第66 議案第59号 平成25年度黒石市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

- 第67 議案第60号 平成25年度黒石市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第68 議案第61号 平成25年度黒石市国民健康保険黒石病院事業会計補正予算（第2号）
- 第69 議案第62号 平成25年度黒石市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第70 議案第63号 平成26年度黒石市一般会計予算
- 第71 議案第64号 平成26年度黒石市国民健康保険特別会計予算
- 第72 議案第65号 平成26年度黒石市後期高齢者医療特別会計予算
- 第73 議案第66号 平成26年度黒石市姥懐霊園墓地特別会計予算
- 第74 議案第67号 平成26年度黒石市介護保険特別会計予算
- 第75 議案第68号 平成26年度黒石市観光施設事業特別会計予算
- 第76 議案第69号 平成26年度黒石市簡易水道特別会計予算
- 第77 議案第70号 平成26年度黒石市温泉供給事業特別会計予算
- 第78 議案第71号 平成26年度黒石市農業集落排水事業特別会計予算
- 第79 議案第72号 平成26年度黒石市土地取得特別会計予算
- 第80 議案第73号 平成26年度黒石市国民健康保険黒石病院事業会計予算
- 第81 議案第74号 平成26年度黒石市水道事業会計予算
- 第82 議案第75号 平成26年度黒石市下水道事業会計予算
- 第83 議案第76号 平成26年度黒石市中川財産区会計予算
- 第84 議案第77号 平成26年度黒石市上十川財産区会計予算
- 第85 議案第78号 平成26年度黒石市追子野木財産区会計予算
- 第86 議案第79号 平成26年度黒石市温湯財産区会計予算
- 第87 議案第80号 平成26年度黒石市袋財産区会計予算
- 第88 議員提出議案第1号 黒石市議会基本条例制定について
- 第89 議員提出議案第2号 黒石市議会政務活動費の交付に関する条例制定について
- 第90 議員提出議案第3号 黒石市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第91 議員提出議案第4号 黒石市議会会議規則の一部を改正する規則制定について

第92 議員提出議案第5号 「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書の提出について

第93 黒石市議会議会改革推進特別委員会設置について

第94 黒石市議会だより編集特別委員会設置について

#### 出席した事務局職員職氏名

事務局 長 境 裕 康  
次 長 三 上 亮 介  
次 長 補 佐 太 田 誠  
主幹兼議事係長 佐々木 聖 人

#### 会議の顛末

午前10時02分 開 議

◎副議長（北山一衛） ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事は、議事日程第4号をもって進めます。

---

◎副議長（北山一衛） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

2番工藤和行議員、6番佐々木隆議員を指名いたします。

---

◎副議長（北山一衛） 日程第2 報告第1号 処分第1号 平成25年度黒石市水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 省略の声がありましたので、省略いたします。

お諮りいたします。

本件については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 討論を終わります。

お諮りいたします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(村上啓二) 御異議なしと認めます。

よって、報告第1号 専決処分につき承認を求めるの件は承認することに決しました。

---

◎議長(村上啓二) 日程第3 報告第2号 処分第2号 平成25年度黒石市一般会計補正予算(第7号)についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(村上啓二) 省略の声がありましたので、省略いたします。

お諮りいたします。

本件については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(村上啓二) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。5番工藤議員。

◎5番(工藤禎子) 一般会計予算ですよね。補正予算ですよね。ここは除雪、主に除雪をもらった関係なんですけれども、そこでちょっとお聞きしたいんですが、あの冬場のとめている道路ってというのは市道の中であまり通らないってところはありませんでしょうか。もしあるとすれば、もうそろそろ通してあげてもいいのではと思います。それから、歩道の確保なんですけれども、一部は県道のところは市のほうでやったださっていると思うんですけれども、歩道が確保されていないところも、例えば、並木さんの前のあたりもまだ大分、それから運動公園のあたりもあるような気がしましたけど、その計画はどうなっているのか。あと、彼岸の入りにもはいるので市道で墓に行く道路なんかの場合、地域の要望があれば対応してくださるということになっているのか、その辺お聞きいたします。

◎副議長(北山一衛) 建設部長。

◎建設部長(工藤伸太郎) 通行止めになっている市道については、山間部等ございます。それから、並木の前の道路につきましては融雪溝が対応してございますので、まずそこで、一番最初

にさせていただきたいんですけれども、そのほかにも、歩道が狭いというお話ですので、そこは歩道除雪いわゆる排雪でなければ対応できないほど歩道が狭い、そういう地域になっておりますので、排雪場所がある路線でありますから、そういう対応については、今後、地区及び地区要望で上げていただければ、その歩道についての除雪っていうのは場所の確保がございますので、それができれば対応したいと考えております。それから、お墓についても結局、地区要望でいただければ対応したいと考えております。以上でございます。

◎副議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、報告第2号 専決処分につき承認を求めるの件は承認することに決しました。

---

◎副議長（北山一衛） 日程第4 報告第3号 権利の放棄についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

本件については議決事項ではありませんが、この際質疑を許します。5番工藤議員。

◎5番（工藤禎子） 1件なんですけれども、第一号だと自己破産かなっていうふうにも記憶しているんですが、その辺と、それから、自己破産っていうのは要するに人生最後のやり直しがきくという形で全ての借金をなくして生活、出発するということなんですけれども、ですから勤めることも十分あり得るしというふうなことを考えれば、その方は権利を放棄しなければいけないという状況の方なのかお聞かせ願いたいと思います。

◎副議長（北山一衛） 健康福祉部長。

◎健康福祉部長兼福祉事務所長（村元英美） 今回の件ですけれども、借り入れしてる本人は、もう低所得で全然納められないと。連帯保証人が、ずっと今まで納めてきてあったんですけれども、連帯保証人が自己破産をしたということですので、全く取りめがないということで今回放棄をいたしました。以上でございます。

◎副議長（北山一衛） 質疑を終わります。



以上で報告第3号 権利の放棄についてを終わります。

---

◎副議長（北山一衛） 日程第5 報告第4号 権利の放棄についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

本件については議決事項ではありませんが、この際質疑を許します。5番工藤議員。

◎5番（工藤禎子） 10件というふうになってるわけなんですけれども、約200万弱なんですけど、これはそれぞれその何年分なのか、お知らせ願いたいと思います。それから、これからこういう状況の予備軍という大変ですけども、またこういう形で整理が出てくるというような状況があるのかどうか。それから今市営住宅全体で住まいしているのは何件っていいですかね、何世帯っていいですかね、お知らせ願いたいと思います。

◎副議長（北山一衛） 建設部長。

◎建設部長（工藤伸太郎） 平成6年度から18年度のうち92か月分のトータルが198万2,162円となっております。今後、そういう方々の予備軍というお話もありましたけれども、50万を超える方が1人、20万を超える方が3人いらっしゃいます。今後、支払いを現年度の支払いを優先しておりますけども、督促それから催告など納付指導を実施して徴収に努めたいと考えております。

入居状況でございますけれども、現在94棟425戸中267戸に入居してございます。空き家が158戸ありますけれども、政策空き家をしているところが、うち143戸ございます。以上でございます。

◎副議長（北山一衛） 質疑を終わります。

以上で報告第4号 権利の放棄についてを終わります。

---

◎副議長（北山一衛） 日程第6 報告第5号 権利の放棄についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

本件については議決事項ではありませんが、この際質疑を許します。5番工藤議員。

◎5番（工藤禎子） これで単純にいきますと5件というふうに思うんですけども、1年分ですよね、3,150円というのが。それで4号だと死亡、失踪、行方不明のところだと思うんですけども、もっと滞納の方もって1年分だけじゃないと思うのでどういうふうに見ればい

いのか、お願いします。

◎副議長（北山一衛） 総務部長。

◎総務部長（成田耕作） この件に関しては、1年間3,150円で同じ方でございます。失踪して現在行方不明、生死の確認もできない状況であることから職権消除の届出済でございます。以上でございます。

◎副議長（北山一衛） 質疑を終わります。

以上で報告第5号 権利の放棄についてを終わります。

---

◎副議長（北山一衛） 日程第7 報告第6号 権利の放棄についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

本件については議決事項ではありませんが、この際質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 質疑を終わります。

以上で報告第6号 権利の放棄についてを終わります。

---

◎副議長（北山一衛） 日程第8 報告第7号 権利の放棄についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

本件については議決事項ではありませんが、この際質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 質疑を終わります。

以上で報告第7号 権利の放棄についてを終わります。

---

◎副議長（北山一衛） 日程第9 議案第1号 黒石市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略し直ちに審議いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し直ちに審議いたします。

質疑に入ります。13番福士議員。

◎13番(福士幸雄) 固定資産評価委員会というのがありますけども、これについては不服がある場合審査の申し出をすることができる、こういうふうになっています。この一年間そういうことがあったのかどうかをお伺いいたします。

◎副議長(北山一衛) 総務部長。

◎総務部長(成田耕作) ここ1年間ございません。以上です。

◎副議長(北山一衛) 13番福士議員。

◎13番(福士幸雄) とすると、なかなか問題がないように思いますけれども、ここ3年間ではどうですかね。

◎副議長(北山一衛) 総務部長。

◎総務部長(成田耕作) 今まで1回もございません。以上です。

◎副議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎副議長(北山一衛) 日程第10 議案第2号 黒石市情報公開条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議なしと認め委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。  
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 質疑を終わります。  
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 討論を終わります。  
本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎副議長(北山一衛) 日程第11 議案第3号 黒石市国民保護協議会条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。  
お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議なしと認め委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。  
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 質疑を終わります。  
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 討論を終わります。  
本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎副議長(北山一衛) 日程第12 議案第4号 黒石市特別職の職員の給料等に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎副議長(北山一衛) 日程第13 議案第5号 黒石市一般職職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し直ちに審議いたします。  
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 質疑を終わります。  
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 討論を終わります。  
本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議がありますので起立により採決いたします。  
本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

◎副議長(北山一衛) 起立多数であります。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎副議長(北山一衛) 日程第14号 議案第6号 黒石市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部  
を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。  
お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議なしと認め委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。  
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎副議長（北山一衛） 日程第15 議案第7号 黒石市落合共同浴場条例の一部を改正する条例  
制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが御異議ありませ  
んか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 御異議なしと認め委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎副議長（北山一衛） 日程第16 議案第8号 黒石市火入れに関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎副議長（北山一衛） 日程第17 議案第9号 黒石市沖揚平交流センター条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し直ちに審議いたします。



質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎副議長(北山一衛) 日程第18 議案第10号 黒石市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し直ちに審議いたします。

質疑に入ります。5番工藤議員。

◎5番(工藤禎子) 支出で消費税がこの占用料の関係でですね、あるのかどうかお聞きします。

それから、消費税分も5%から8%になるんですけども、その財源は地方公共団体ですから、どのような処理になるんでしょう。

◎副議長(北山一衛) 建設部長。

◎建設部長(工藤伸太郎) この表を見ていただければわかりますけれども、この場合の消費税っていうものは占用期間が一月未満の道路占有料に消費税が生じるということでございます。通常は生じません。あと消費税の使い方っていうんですか、それにつきましては全額市の歳入に入るということでございます。以上でございます。

◎副議長(北山一衛) 6番佐々木議員。

◎6番（佐々木隆） この表の中で、左側と右側、560円と360円、これは消費税と全然関係ないのか、逆に安くなってるんですけども、この中身をちょっとお知らせ下さい。

◎副議長（北山一衛） 建設部長。

◎建設部長（工藤伸太郎） 道路占有料につきましては、現行の3区分、甲、乙、丙というものを5区分、第1級から第5級に変更するというところでございます。それで、今回の改正には国の固定資産の評価替え、地価に対する賃料の水準の変動などを踏まえ、減額という形で改正をしているものでございます。以上でございます。

◎副議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎副議長（北山一衛） 日程第19 議案第11号 黒石市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略し直ちに審議いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎副議長（北山一衛） 日程第20 議案第12号 黒石市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略し直ちに審議いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し直ちに審議いたします。

質疑に入ります。5番工藤議員。

◎5番（工藤禎子） 勉強不足でこの文面からはちょっとわからないんですけども、結局、消防団員の給与っていいですかね、そういうのが上がるんでしょうかね。その中身はどういうふうに例えば平均値でもいいし、上の人は、分団長は幾らでとかっていうそういうのもわかればお願いいたします。

◎副議長（北山一衛） 総務部長。

◎総務部長（成田耕作） これは金額についての改正ではございませんで、これまで、出動手当、それから技術手当としていたものを支出事務、それから支出科目を条例の整合性がとれませんので出動報酬、技術報酬に変更しようとするものでございます。以上です。

◎副議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎副議長(北山一衛) 日程第21 議案第13号 黒石市行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略し直ちに審議いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案の通り決する事に賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

◎副議長(北山一衛) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎副議長(北山一衛) 日程第22 議案第14号 黒石市老人福祉センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略し直ちに審議いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し直ちに審議いたします。

質疑に入ります。5番工藤議員。

◎5番(工藤禎子) 今まで、午前、午後、夜間、終日っていいですかね、全日っていうふうなカタチが一時間当たりに改めるということなんですけれども、それでちょっと若干計算をしたら必ずしも3%分の増というふうにみんな当てはまるわけではないんですね。そうするとその基準っていいですかね、どういうふう考えたのか。これ老人福祉センター条例なのでここから、例えばこの料金をこういうふうに変更したほうがいいのかっていうのは、どこで考えられてその基準はどうなのかということで、こういうのが結構あるんですね。公民館やセンターもあるんですがよろしくお願ひします。

◎副議長(北山一衛) 健康福祉部長。

◎健康福祉部長兼福祉事務所長(村元英美) 今回の老人福祉センターの使用料の改定でございますけれども、消費税に絡むのはもちろんあるんですが、今まで利用をしている状況を見て、半日から全日というカタチの利用、午前、午後、全日っていうのがあるんですけども、ほとんどその全日といっても時間的に全部使ってるわけではないということもあって、時間でいくらとやったほうが利用している方たちが利用しやすいというような意見が多かったということがまず1つあります。トータルとして1時間ずつにしてやって、実際に老人福祉センターそのものの管理等もお金もかかるので、それでいてあまり高くないようにというところで1時間あたりのお金おきました。これトータルにすると、半日だと半日今までより高くなるんですけども、逆に言えば1時間なら1時間、2時間なら2時間という今までより安くなるというカタチでちょうどいいところを探したと。特に基準っていうものはございませんけれども、利用者が利用しやすい金額をこちらのほうで設定したということでございます。以上です。

◎副議長(北山一衛) 13番福士議員。

◎13番(福士幸雄) 今この老人福祉センターの問題ですけれども、この今まで老人福祉センター、それとまた婦人会館や勤労少年ホームなどの利用料とか使用料とかあるんですけども、これはどういう意味なのか。まず、片一方は利用料で片一方は使用料となって、これまず一本化すればどんなものかなと。使用料なら使用料、まず曖昧な点があると思います。また今申し上

げておりましたけども消費税について、これについて、大部分が10円単位っていいですか、これに満たないもの、そしてまた、この分について切り上げしている部分、切り捨てしている部分、また、四捨五入している部分等が見受けられるように思いますけども、これ一貫して切り捨てるなら切り捨てる、切り上げるなら切り上げると、こういう方法でいったらどんなもんですかね。一貫性がなくてちょっと問題だと思えますけども。

◎副議長（北山一衛） 答弁を求めます。

◎副議長（北山一衛） 総務部長。

◎総務部長（成田耕作） 今後、その語句の整理等も含めて検討させていただきます。すいません。

◎副議長（北山一衛） 質疑を終わります。

（「切り捨てているものと、切り上げているものがあると」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 総務部長。

◎総務部長（成田耕作） 各施設の所管課がそれを全部切り捨てる、切り上げるをやっておりません。統一性はございません。以上です。

◎副議長（北山一衛） 13番福士議員。

◎13番（福士幸雄） 前回の見るというと、大体切り上げてるんですね。そして今回見るというと切り捨てたり切り上げたりということがこれから後でまた出てきますけども、そういうことではやはり市民が使う、市民のための利用施設なんですから、やはり統一された見解をきちんと出してもらわないと、これは大変なことだと思います。不公平が生じて、こっちはなんだ、こっちはなんだと、こっち高くて、同じ施設でもですよ。上げてる部分と下げてる部分も見受けられます。そういうことの整合性というのはどうなっているのか。

◎副議長（北山一衛） 総務部長。

◎総務部長（成田耕作） 今後、検討させていただきたいと思います。10%になるときに。以上です。

◎副議長（北山一衛） 12番山田議員。

◎12番（山田鉦一） 今後、検討といいましても、今これで決まると、そのままになってしまうと思うんですね。ということは、今、ここの部分で聞かなくてもまた次でも聞くにいいんだけど、結局、集会所と違う部屋で片やは上げて片やは下げると、それは結局同じその課の中で、同じ建物でここの部屋と違う時の部屋だけ片やは上げて片やは下げると、だから、それがおかしいのではないかと。検討といいましても、今ここで決まれば検討もくそもいけるものじゃないですね。決まっちゃうんですから。だから今、話してるんですよ。要するに、課が違ってそれは確かにわかります。そうでなくて、同じ課の中で同じ部屋の建物の中で、部屋が違

うので値段が切り下げと切り上げがあるとそれはおかしいのではないかと云ってるんです。

(「今議会さかかっているもんだはんで」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 総務部長。

◎総務部長(成田耕作) その施設任せられておりますので、例えば、納めやすい金額とか、そういうのがあるかと思ひまして、その担当課は上げたり下げたりしてる、そのように思っております。以上です。

◎副議長(北山一衛) 12番山田議員。

◎12番(山田鉦一) これは例えの話というか、実際あるんだけど、片やは5円切って、片やは8円50銭上げてるんですね。同じ建物の中でその部屋によって8円50銭も上げて片や5円切ると。だから、そういうのがおかしいのではないかと云ってるんですよ。ただそのそこに任せると。たまたま1円のはしたを切るとかじゃないんですよ。5円を切って7円50銭を上げてるとか、そういうのはちょっとおかしいんじゃないんですか。

(「暫時休憩」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 答弁に時間がかかるため、暫時休憩いたします。

午前10時37分 休 憩

---

午前11時12分 再 開

◎副議長(北山一衛) 休憩前に引き続き、会議を開きます。総務部長。

◎総務部長(成田耕作) 端数の切り捨て、切り上げの件でございますが、事務処理的には切り捨てで統一されておりました。ただ、明確な指示はしておりませんでしたけれども、今後、10%に上がるときはしっかりと指示してまいりたいと考えております。以上です。

◎副議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

◎副議長(北山一衛) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎副議長（北山一衛） 日程第23 議案第15号 黒石市姥懷霊園墓地条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 御異議なしと認め委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

◎副議長（北山一衛） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎副議長（北山一衛） 日程第24 議案第16号 黒石市農村活性化施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。



お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議なしと認め委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。  
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 質疑を終わります。  
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 討論を終わります。  
本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議ありますので、起立により採決いたします。  
本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

◎副議長(北山一衛) 起立多数であります。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎副議長(北山一衛) 日程第25 議案第17号 黒石市花巻村づくりセンター条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。  
お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議なしと認め委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。  
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

◎副議長（北山一衛） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎副議長（北山一衛） 日程第26号 議案第18号 黒石市袋生活改善センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 御異議なしと認め委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

◎副議長（北山一衛） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎副議長（北山一衛） 日程第27 議案第19号 黒石市小屋敷集落研修センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 御異議なしと認め委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は議案のとおり決するに、御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

◎副議長（北山一衛） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎副議長（北山一衛） 日程第28 議案第20号 黒石市派村集落研修センター条例の一部を改正

する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議なしと認め委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「御異議あり」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

◎副議長(北山一衛) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎副議長(北山一衛) 日程第29 議案第21号 黒石市高賀野集落農業研修センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議なしと認め委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。  
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 質疑を終わります。  
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 討論を終わります。  
本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議がありますので、起立により採決いたします。  
本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

◎副議長(北山一衛) 起立多数であります。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎副議長(北山一衛) 日程第30 議案第22号 黒石市農村環境改善センター条例の一部を改正  
する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。  
お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが御異議ありませ  
んか。

(「御異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議なしと認め委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。  
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 質疑を終わります。  
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

◎副議長（北山一衛） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎副議長（北山一衛） 日程第31 議案第23号 黒石市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 御異議なしと認め委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決する事に賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

◎副議長（北山一衛） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎副議長（北山一衛） 日程第32 議案第24号 黒石市有機物資源活用センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

（「御異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 御異議なしと認め委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

◎副議長（北山一衛） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎副議長（北山一衛） 日程第33 議案第25号 黒石市産業会館条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 御異議なしと認め委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

◎副議長（北山一衛） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎副議長（北山一衛） 日程第34 議案第26号 津軽伝承工芸館条例の一部を改正する条例制定  
についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 御異議なしと認め委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。



(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

◎副議長(北山一衛) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎副議長(北山一衛) 日程第35 議案第27号 津軽こけし館条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議なしと認め委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。5番工藤禎子議員。

◎5番(工藤禎子) 金、銀こけしの売却がありまして確か2億ちょっとだと思っておりますけれども、そのうち消費税部分が含まれていると思いますが、幾らか。そして、その消費税分はどのように処理されたのかお聞きします。

◎副議長(北山一衛) 企画財政部長。

◎企画財政部長(後藤善弘) 純銀・純金こけしの消費税の額ですが、955万円ちょうどでございます。

それから使い道に関してはですね、市の歳入として一般財源化されておりますので各種事業、

さまざまな行政活動の中で生かされております。以上です。

◎副議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

◎副議長（北山一衛） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎副議長（北山一衛） 日程第36 議案第28号 黒石市虹の湖公園管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 御異議なしと認め委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

◎副議長(北山一衛) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎副議長(北山一衛) 日程第37 議案第29号 津軽こみせ駅条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議なしと認め委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

◎副議長(北山一衛) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎副議長（北山一衛） 日程第38 議案第30号 黒石市都市公園条例の一部を改正する条例制定  
についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが御異議ありませ  
んか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 御異議なしと認め委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

◎副議長（北山一衛） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎副議長（北山一衛） 日程第39 議案第31号 黒石市下水道条例の一部を改正する条例制定に  
ついてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが御異議ありませ

んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議なしと認め委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。5番工藤禎子議員。

◎5番(工藤禎子) 下水道のですね。24年度で5%分もらっている金額が幾らで、そのうち経費が幾らで、そして残ったものを税務署に上げるわけですけども、特定収入か何か24年度はあってマイナスっていうか、そういうふうになったと聞いてるんですけども、ちょっと説明をお願いします。

◎副議長(北山一衛) 建設部長。

◎建設部長(工藤伸太郎) 資料が手元にございませんで、後ほど、回答いたしたいと思えます。

◎副議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

◎副議長(北山一衛) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎副議長(北山一衛) 日程第40 議案第32号 黒石市立学校使用料条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思えますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議なしと認め委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。  
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 質疑を終わります。  
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 討論を終わります。  
本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議がありますので、起立により採決いたします。  
本案は原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

◎副議長(北山一衛) 起立多数であります。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎副議長(北山一衛) 日程第41 議案第33号 黒石市民文化会館条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。  
お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議なしと認め委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。  
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 質疑を終わります。  
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

◎副議長（北山一衛） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎副議長（北山一衛） 日程第42 議案第34号 黒石市婦人会館条例の一部を改正する条例制定  
についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 御異議なしと認め委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

◎副議長（北山一衛） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎副議長（北山一衛） 日程第43 議案第35号 黒石市勤労青少年ホームの条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 御異議なしと認め委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

◎副議長（北山一衛） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎副議長（北山一衛） 日程第44 議案第36号 黒石市立公民館条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）



◎副議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 御異議なしと認め委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

◎副議長（北山一衛） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎副議長（北山一衛） 日程第45 議案第37号 黒石市西部地区センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 御異議なしと認め委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

◎副議長(北山一衛) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎副議長(北山一衛) 日程第46 議案第38号 スポカルイン黒石条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議なしと認め委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

◎副議長(北山一衛) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎副議長(北山一衛) 日程第47 議案第39号 黒石市中央スポーツ館条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議なしと認め委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

◎副議長(北山一衛) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎副議長（北山一衛） 日程第48 議案第40号 黒石市立武道場条例の一部を改正する条例制定  
についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが御異議ありませ  
んか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 御異議なしと認め委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

◎副議長（北山一衛） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎副議長（北山一衛） 日程第49 議案第41号 黒石市北地区小体育館条例の一部を改正する条  
例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが御異議ありませ

んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議なしと認め委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。  
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 質疑を終わります。  
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 討論を終わります。  
本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議がありますので、起立により採決いたします。  
本案は原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

◎副議長(北山一衛) 起立多数であります。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎副議長(北山一衛) 日程第50 議案第42号 黒石市上水道事業給水条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。  
お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議なしと認め委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。  
質疑に入ります。5番工藤議員。

◎5番(工藤禎子) 下水道と理屈、同じなんですけれども、上水道の24年度で消費税分そして支出を含む消費税分の支出ですね。そして税務署に納めたのはいつか。それから修正とかでまたあとから払うとか、そういう事態もあったのかどうか。

◎副議長（北山一衛） 建設部長。

◎建設部長（工藤伸太郎） 今、下水道の分も含めて調べておりますので、あとでもう一度御返答いたします。

◎副議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

◎副議長（北山一衛） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎副議長（北山一衛） 日程第51 議案第43号 黒石市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 御異議なしと認め委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

◎副議長(北山一衛) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎副議長(北山一衛) 日程第52 議案第44号 黒石市温泉供給事業条例の一部を改正する条例  
制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議なしと認め委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

◎副議長(北山一衛) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎副議長（北山一衛） 日程第53 議案第45号 黒石市国民健康保険黒石病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 御異議なしと認め委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。5番工藤議員。

◎5番（工藤禎子） 144ページですね、証明書及び診断書料なんですけれども、これも8%上げるわけなんですけれども、ほとんど紙だけの証明なのでお金がかからないと思うので、ここには消費税の増税分上乘せしなくてもいいのではというふうに思います。実際、戸籍にかかわるのは今回かかってませんので、それは証明の紙だけのものですから、そういうふうに思うんですけれども見解はどうなんでしょうか。

◎副議長（北山一衛） 病院事務局長。

◎黒石病院事務局長（沖野俊一） たとえ診断書料、紙だけのものであっても医師からすれば、それなりの負担というものが伴っております。また、消費税というのは役務の提供に対する税でありますので、病院としては消費税を適正に反映させるということにしております。以上です。

◎副議長（北山一衛） 5番工藤議員。

◎5番（工藤禎子） 医師の診断書を書くのに5%のときと8%のときとで労力といいますか、違うんでしょうか。

◎副議長（北山一衛） 病院事務局長。

◎黒石病院事務局長（沖野俊一） 5%と8%の労力の違いということですけども、1枚の診断書についてはそうでもありませんかもしれませんが、年々、病院の外来患者、入院患者、ふえております。それに伴って診断書料の件数もふえておりますので、その意味では医師の負担も大きくなってると感じております。ですから、消費税についても適正に転化するというのが原則であります。以上です。



◎副議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

◎副議長（北山一衛） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎副議長（北山一衛） 日程第54 議案第46号 黒石市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 御異議なしと認め委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎副議長（北山一衛） 日程第55 議案第47号 黒石市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 御異議なしと認め委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎副議長（北山一衛） 日程第56 議案第48号 黒石市国民健康保険黒石病院事業の設置及び経営の基本に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議なしと認め委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。  
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 質疑を終わります。  
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 討論を終わります。  
本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎副議長(北山一衛) 日程第57 議案第49号 権利の放棄についてを議題といたします。  
提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。  
お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議なしと認め委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。  
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 質疑を終わります。  
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 討論を終わります。  
本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議なしと認めます

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎副議長(北山一衛) 日程第58 議案第50号 市道の路線認定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議なしと認め委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎副議長(北山一衛) 日程第59 議案第51号 災害復旧事業の施工についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議なしと認め委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。  
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 質疑を終わります。  
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 討論を終わります。  
本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎副議長(北山一衛) 建設部長。

◎建設部長(工藤伸太郎) 先ほどの工藤禎子議員の上下水道に係る消費税についてお答えいたします。

まず、下水道のほうでございますけれども、収入が1,669万3,000円、支出が916万1,000円、納付額が1,729万8,000円となっており6月に納付してございます。同じように水道事業につきましては収入に係る分が3,815万9,000円、支出が2,343万3,000円となり納付が1,590万5,000円となっております。水道については修正等ございません。以上でございます。

◎副議長(北山一衛) 昼食のため、暫時休憩致します。

午前11時50分 休憩

---

午後 1時02分 再開

◎議長(村上啓二) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議長(村上啓二) 日程第60 議案第53号 人権擁護員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

◎議長(村上啓二) 副市長。

登壇

◎副市長（玉田芙佐男） 議案第53号は、人権擁護員の推薦につき意見を求めることについてありますが、人権擁護員として次の者を推薦したいので人権擁護員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

住 所 黒石市大字山形町138番地

氏 名 水上 慶吾

生年月日 昭和30年2月15日

略歴は別記のとおりでございます。

降 壇

◎議長（村上啓二） お諮りいたします。

本案については委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（村上啓二） 御異議なしと認め委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

人権擁護員の推薦につき意見を求めることについては、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（村上啓二） 御異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

---

◎議長（村上啓二） 日程第61 議案第54号 人権擁護員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

◎議長（村上啓二） 副市長。

登 壇

◎副市長（玉田芙佐男） 議案第54号は人権擁護員の推薦につき意見を求めることであります。

人権擁護員として次の者を推薦したいので人権擁護員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

住 所 黒石市大字上町3番地

氏 名 鳴海 浩二

生年月日 昭和35年10月15日

略歴は別記のとおりでございます。

降 壇

◎議長（村上啓二） お諮りいたします。

本案については委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（村上啓二） 御異議なしと認め委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

人権擁護員の推薦につき意見を求めることについては、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（村上啓二） 御異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

---

◎議長（村上啓二） 日程第62 議案第55号 人権擁護員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

◎議長（村上啓二） 副市長。

登 壇

◎副市長（玉田英佐男） 議案第55号は人権擁護員の推薦につき意見を求めることについてですが、人権擁護員として次の者を推薦したいので人権擁護員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

住 所 黒石市大字三島字宮本104番地

氏 名 廣瀬弘美

生年月日 昭和22年4月2日

略歴は別記のとおりであります。

降 壇

◎議長（村上啓二） お諮りいたします。

本案については委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（村上啓二） 御異議なしと認め委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

人権擁護員の推薦につき意見を求める事については、これに同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

◎議長(村上啓二) 御異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

---

◎議長(村上啓二) 日程第63 議案第56号 人権擁護員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

◎議長(村上啓二) 副市長。

登壇

◎副市長(玉田芙佐男) 議案第56号は人権擁護員の推薦につき意見を求めることについてであります。人権擁護員として次の者を推薦したいので人権擁護員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

住所 黒石市迫子野木2丁目111番地1

氏名 葛西 ぬみ子

生年月日 昭和29年2月6日

略歴は別記のとおりでございます。

降壇

◎議長(村上啓二) お諮りいたします。

本案については委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(村上啓二) 御異議なしと認め委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

人権擁護員の推薦につき意見を求めることについては、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(村上啓二) 御異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

---

◎議長(村上啓二) 日程第64 議案第57号 平成25年度黒石市一般会計補正予算(第8号)を



議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(村上啓二) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(村上啓二) 御異議なしと認め委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。6番。

◎6番(佐々木隆) 193ページ、負担金の黒石地区清掃施設組合に関連ですけれども、先般、地方紙の明鏡欄に、黒石の方で火災瓦礫を処分できないしというのが明鏡欄に載っていました。その明鏡欄の内容を見て、役所の中でどのような話になったのかお聞かせください。

それと、199ページ。文化振興費の中の348万2,000円。10万円が前年度より安くなっておりまして、この中身をお知らせください。以上、2点です。

◎議長(村上啓二) 総務部長。

◎総務部長(成田耕作) 火災瓦礫については、御存じのように2月28日に新聞の明鏡欄に載っておりましたけれども、回答は求めてませんでしたけれども、清掃施設組合、それから県とも歩調を合わせて、現在どのようにすればいいか検討中であります。以上でございます。

◎議長(村上啓二) 教育部長。

◎教育部長(奈良岡和保) 199ページの10万3,000円の金額の内訳です。こちらの費用は市民文化祭の事業費が確定したことに伴う減額です。中身については、市民文化祭で文化協会のほうが削れる経費を削って確定したということでございます。以上です。

◎議長(村上啓二) 6番。

◎6番(佐々木隆) 今、総務部長の方から検討しているというお話がありました。この問題は、大分前からいろんな災害そして火災にあった人から聞いてます。まず捨てる場所がない。そして市役所の窓口に行けばあっち行けあっち行けというたらい回しにされていたというのが、この火災の時ばかりでなく前にも何回もあったわけですけれども、そこはやっぱりしっかりと、災害にあった人は困ってしまっていると思うんですよ。それをやっぱり行政の窓口に行ったときは、こうしてこうなってますよというような責任を持った説明できるようにですねしてほしいなど。そしてまた今、この明鏡欄に載せた方は回答を求めておりませんが、これを見た方々はいろいろ多分へば黒石どすんだべな、というようなことになっていると思いますの

で、できたら回答したほうがいいのかと思いますけども、その辺どう考えているか。

そしてあの199ページの文化振興のほうで、本当の関連になるんで部長さん言える範囲ですね、ちょっと小耳に挟んだんですけれども、今教育委員会の中で文化課とスポーツ係が統合されるという話を聞いてるんですけれども、その辺どうなっているのか、議会上がってきてないわけなんですけども、我々わからないのでその辺教育委員会だけの規約改正と言われてしまえばそうなんですけども、わからないのでその辺をお聞かせください。

◎議長（村上啓二） 総務部長。

◎総務部長（成田耕作） 回答でありますけれども、処理の制度確立後に市報それからホームページに周知していきたいと、そのように考えております。

それから窓口対応については、しっかりと対応するように厳重に注意いたしました。再発防止のために今以上に教育してまいりたいとそのように考えております。以上です。

◎議長（村上啓二） 教育部長。

◎教育部長（奈良岡和保） 教育委員会は市長部局から独立した行政委員会ですので、事務局の組織内でどうすればより効率的な行政事務を行なえるかを十分協議した結果、事務点検評価に関する報告書における外部評価の助言などから、教育委員会内の事務事業の見直しに伴い、1係1人体制の組織変更の必要などから、係業務の機能強化のため総合的な組織体制の再現を行ったものです。こうした文化とスポーツを融合した行政組織の形態をとっているのは、県内10市では青森市の文化スポーツ振興課、五所川原市文化スポーツ課、十和田市スポーツ生涯学習課、こちらのほうは文化係とスポーツ振興係があります。こうした事例があつて文化スポーツ課とするものでございます。以上です。

◎議長（村上啓二） 5番。

◎5番（工藤禎子） 184ページのですね、13款の6目のところの地域の元気臨時交付金の関連でお聞きいたしますけれども、国が13年度の補正です、がんばる交付金というものを地方交付金です、出してきました。地域の元気臨時交付金とは総額的にも、もっと低く抑えられているんだけれども、その創設は今回は都道府県への配分はなく財政力が弱い市町村に重点化して交付されますと言う内容ですので、黒石でも検討してみたのかどうかということをお聞きいたします。

それから、これは建設地方債のです、そういう事業の対象にもなりますし、あるいは公共施設等の点検、調査及びそういうものにもきくということにもなっているんですけれども、その検討どうだったのかお聞きします。

◎議長（村上啓二） 企画財政部長。

◎企画財政部長（後藤善弘） がんばる地域の交付金のことについてであります、正式にです

ね、まだ書類を提出しなさいという、そういう通達はまだ来ておりません。ただ準備作業をしなさいということは来ております。現在のところですね、例えばあの汚水処理のミックス事業だとか、それから、農業関係では水路事業の基盤整備、それから、黒中ですね暖房設備の改修とそういうものを検討中でございます。

それから、建設事業債、公共施設等の関係ですけども、1つはその今の黒石中学校の関係ですね。あとその必ずですね財政支援は国のほうですさらに手当しますと言ってますけども、さらに持ち出しがあるわけですね。ですので、黒石にも限界がございます。そういう検討はなされております。以上です。

◎議長（村上啓二） 5番。

◎5番（工藤禎子） これはあの福祉サービスの部門にも使えるという、活用できるというふう  
に聞いているんですけども、そちらのほうの検討もしたものでかどうかお聞きします。

◎議長（村上啓二） 企画財政部長。

◎企画財政部長（後藤善弘） 福祉関連のものはございません。以上です。

◎議長（村上啓二） 13番。

◎13番（福土幸雄） 186ページの民生費補助金の問題についてちょっとお尋ねしたいと思います。  
今回のこの補助金は保育士さんのことだと思いますけれども、今現在黒石市の現状を見てみま  
すと、結局保育料は高いとか環境がだめだとかということで、なかなか子供を産み育てること  
が大変だとかということが聞かれます。今、第三子に対しては無料ですけども、これを第一  
子から無料にするということを考えられないのか。今他の自治体でもそのことについては大変  
問題化しておりまして、やるぞというところも出てきているわけですので、先生たちの支援も  
いいけども、保護者の方々の子供に対する支援、ひとつなんとかお願いできないものかと思  
います。

◎議長（村上啓二） 健康福祉部長。

◎健康福祉部長兼福祉事務所長（村元英美） できるだけ安い保育料で、できるだけお金をとら  
なくて入れたいんですけども、黒石市で保育事業にかかる黒石の負担分は約2億七、八千万  
ぐらいかかってます。それをただにするというのはなかなか厳しいのかなというふうに思いま  
す。以上です。

◎議長（村上啓二） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（村上啓二） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(村上啓二) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議長(村上啓二) 日程第65 議案第58号 平成25年度黒石市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(村上啓二) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(村上啓二) 御異議なしと認め委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(村上啓二) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(村上啓二) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(村上啓二) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議長(村上啓二) 日程第66 議案第59号 平成25年度黒石市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(村上啓二) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(村上啓二) 御異議なしと認め委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(村上啓二) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(村上啓二) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(村上啓二) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議長(村上啓二) 日程第67 議案第60号 平成25年度黒石市介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(村上啓二) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(村上啓二) 御異議なしと認め委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(村上啓二) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長（村上啓二） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（村上啓二） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議長（村上啓二） 日程第68 議案第61号 平成25年度黒石市国民健康保険黒石病院事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（村上啓二） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（村上啓二） 御異議なしと認め委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（村上啓二） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（村上啓二） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（村上啓二） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議長（村上啓二） 日程第69 議案第62号 平成25年度黒石市下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(村上啓二) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(村上啓二) 御異議なしと認め委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(村上啓二) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(村上啓二) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(村上啓二) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議長(村上啓二) 日程第70 議案第63号 平成26年度黒石市一般会計予算から、日程第87 議案第80号 平成26年度黒石市袋財産区会計予算まで、合わせて18件を一括議題といたします。

本案については、予算特別委員会委員長から別紙の報告書が提出され、お手元に配付しておきましたので、御報告いたします。

これより、議案第63号から議案第80号まで、順次質疑、討論、採決いたします。

議案第63号 平成26年度黒石市一般会計予算、委員長報告は原案可決であります。

質疑を許します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(村上啓二) 質疑を終わります。

討論に入ります。5番。

◎5番(工藤禎子) 平成26年度黒石市一般会計予算に反対するものであります。

反対の1つは、消費税が全体にちりばめられていることとあります。平成元年3%、平成9年には5%と上げられ、この4月からの消費税は、税率8%に引き上げるだけで約8兆円の増

税です。年金削減など社会保障の負担増と給付減を合わせれば10兆円もの負担増です。国民、市民の暮らしと中小企業の経営は計り知れない深刻な事態となります。消費税増税の一方で大企業の減税と首都圏を中心とする大型公共事業、今後5年間で約24兆6,700億円の軍事費につき込まれることが浮き彫りになっています。社会保障のためと言うけれど、介護保険も医療も年金、生活保護も全て切り下げられ、負担は多くなります。消費税は義務とされる税務署に納める公営企業と違って、地方公共団体は財源として利用できるわけですから、役所の考え方で消費税転化をしなくてもいいところなど、選定することができると思います。例えば、現に戸籍での手数料は値上げになっていません。平川市では給食費徴収は値上げをせず、市が増税分を負担する。このようになっています。そういう点では、ただ国で決めたから仕方がないという消費税への態度はめり張りをつけてとるべきだというのが1つであります。

反対の2つは、「UPる」先生であります。質疑でも少しお話しましたが、私は習熟度別の指導を行うということがどうしてもなじみません。やはり、できる子、できない子が一緒になって教え合い、学び合って高めていく、そしてチームワークをつくって、そういう人たちが大人になって社会になった時点で、いろんな協力体制の中で仕事ができる。自分がずっといってればいいという、指導もきちんとできないという優れた人もいるけれども、やっぱりそうではなく、そういう意味では習熟度別でない事業を進めてほしいと思います。それから、この問題のもう1つは、やっぱり学力は向上させたいし、算数、数学はやっぱりわかりにくくなってますので、そこをなんとかしたいという気持ちはわかりますから、私は根本的にはクラスそのものを少人数学級にして行き届く教育をすべきだと、例えば30なり30よりもっと少なくするなどですね、そういう形での教育の進め方にすべきなんではないかなというふうに思います。

それから、住宅リフォームです。県の事業をやっているわけですが4件しかない。24件の問い合わせや申し込みがあったけれども、やっぱり市民の要望に応えきれていないと、そういう意味でやっぱり市独自のものをつくるということがほんとに求められているというふうに思っています。それがなかなかやられないということですね。

それから、障害者雇用の問題です。本来はすぐ2人の欠員で1人臨時で可能性のある人が現にいるということなんですが、やっぱりすぐ新年度の採用からでも充足を満たすべきであったと思います。企業はなかなかそのようにはいかない部分もあるんですが、やっぱり模範となる自治体の雇用者の充足率というのは、やっぱりいち早く満たさなければならないというふうに思います。そういう点で苦勞もしてるとは思うんですけども、できるだけ早く整えるという姿勢がちょっと見られませんでしたので、そういう点で反対するものであります。

◎議長（村上啓二） 12番。

◎12番（山田鉦一） 市では、平成27年度特別会計を含めた全ての会計の黒字化に向け財政再建



に取り組んでおります。職員の方の努力、市民の協力のもとに単年度黒字となっております。しかしながら、平成26年度予算の中では、黒石市避難施設再生可能エネルギー等導入工事費、約1億6,700万円が国の補助金として計上されておりますが、今後の維持管理費等を考えたとき、市の説明では、市の持ち出しが年間維持管理費として30万円、蓄電器等、設備等の交換代を1年当たりの計算にすると140万円で、合計170万円が必要となります。太陽光発電の専門業者の説明によると、維持管理費は雪国の場合は年間30万円ではとても賄えるものではないと言っております。しかも、発電した電力を売電することもできず市の大きな大きな負担になりかねません。

また、旧松の湯の利用目的もはっきりと示さない中で、土地購入費として1,200万円が松の湯の駐車場等の利用となりますが、はっきりしない時点での予算計上には賛成しかねるところです。しかも、中心市街地活性化計画との整合性が全くありません。その時その時の思いつき行政にすぎず、もっと市民が真に必要なとする市民文化会館の、早期再開を約束している文化会館の再開が先であると思っておりますので、この件についての予算については反対するものであります。以上。

◎議長（村上啓二） 9番。

◎9番（大溝雅昭） 私は、議案第63号 平成26年度黒石市一般会計予算に賛成するものであります。

新年度予算は、財政調整基金を取り崩しているものの財政健全化に向けての計画的なものであり、その取り組みも着実に進展しているところであります。厳しい財政環境が続く中で必要な社会資本の整備や市民サービスの向上などが盛り込まれており、評価できるものだと思っております。

また、私が一般質問で取り上げた新規事業などを始めとして、そういう工夫が感じられ、市民福祉の向上が期待できるものであります。消費税の転換はやはりもう国で決まっているものでありますから必要なものであり、先ほど出た戸籍が値上げしてないのは黒石は他の市町村より先駆けてですね財政難の時に値上げた経緯があると私は理解しております。算数の習熟度事業はもう以前から実はやられているものであり、それなりに成果を出しているものだと思っております。ということで私は平成26年度一般会計予算に賛成するものであります。以上です。

◎議長（村上啓二） 14番。

◎14番（北山一衛） 私は、議案第63号 平成26年度黒石市一般会計予算に賛成するものであります。

消費税関係に関しましては、やはり適正な値段で8%ということで徴収しないと、あらゆる産業に影響してくるという観点上、やはり賛成しないといけないということ思っております。

そしてまた、再生可能エネルギーに関しましては、たびたび私も一般質問を行っておりまして、2億円という予算が黒石には配分される予定であります。これを有効活用してほしいという内容でこのような予算計上されたわけでありまして、100%国のお金でありまして必ずやらないと黒石のためにはならないと思う観点から私は賛成するものであります。

◎議長（村上啓二） 15番。

◎15番（中田博文） 私は、議案第63号 平成26年度黒石市一般会計予算に賛成するものであります。

今、賛成者が2人ありましたけれども、松の湯の駐車場に関してですね、やはり中心市街地にあってですね土地を購入ということはなかなか難しい時代、今までもこみせがらみで観光客が来た場合でも、駐車場が町なかにはなかなかないということの問題提起がされてきております。その中であってですね、坪5万円以下という安い値段、そしてまた、松の湯のすぐ隣ということですので、その購入に関しては賛成するものであります。以上です。

◎議長（村上啓二） 討論を終わります。

本案は起立により採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに、賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

◎議長（村上啓二） 起立多数であります。

よって、委員長報告のとおり決定いたしました。

---

◎議長（村上啓二） 議案第64号 平成26年度黒石市国民健康保険特別会計予算、委員長報告は原案可決であります。

質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（村上啓二） 質疑を終わります。

討論に入ります。

◎議長（村上啓二） 5番。

◎5番（工藤禎子） 26年度黒石国民健康保険特別会計予算に反対するものであります。

反対の1つは国保の保険税の付加限度額が4万円引き上げられ、77万円から81万円に跳ね上がること。

2つ目は、26年度の黒石国保事業計画は差し押さえ処分、短期保険証、資格証明書の発行をふやすなど、国保世帯は収入が伸びない中で払えない状況をもっと拡大していく方向になると考えられます。

3つ目は、財政安定化資金事業を活用し、一般会計からの法定外繰り入れを行うことは可能であるがなされていないこと。

4つ目は、70から74歳の患者負担を1割から2割にすることと抱合せて高額療養費制度の引き上げの見通しであることなど、受診抑制が進むこと。国保税の法定権限は少し広がるものの収納率を高められない状況に市民が一層おかれていくと考えられることから反対するものがあります。

◎議長（村上啓二） 3番。

◎3番（黒石ナナ子） 私は、議案第64号 平成26年度黒石市国民健康保険特別会計予算に賛成するものでございます。

我が国では、国保の財政上の問題を解決した上で、保険料の徴収、保健事業などは市町村、運営は都道府県と役割を分担しながら行うよう改正を進めていますが、行く先は不透明な状況となっております。

また、平成26年度には保険税軽減の拡大、高額療養費の制度の限度額や、前期高齢者の一部負担金の見直しなど、制度改正が予定されております。その中でこの黒石市では保険税率を据え置きながら、倒産などにより解雇された人への保険税軽減措置や、平日に特定健康診査を受診できない人のために、日曜日検診の実施、さらにはジェネリック医薬品の利用差額通知をするなど、医療費適正化の強化、充実を図り国民健康保険事業の安定、健全化に努めております。

さらに、国保会計の黒字を維持していることから、私は平成26年度黒石市国民健康保険特別会計に賛成するものでございます。

◎議長（村上啓二） 討論を終わります。

本案は起立により採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに、賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

◎議長（村上啓二） 起立多数であります。

よって、委員長報告のとおり決定いたしました。

---

◎議長（村上啓二） 議案第65号 平成26年度黒石市後期高齢者医療特別会計予算、委員長報告は原案可決であります。

質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（村上啓二） 質疑を終わります。

討論に入ります。

◎議長（村上啓二） 5番。

◎5番（工藤禎子） 後期高齢者医療特別会計予算に反対するものであります。

1つは、75歳以上の高齢者が加入する後期高齢者医療制度は、4月から4回目の保険料改定が行われる。14、15年度の保険料がこれから決まり全国平均の保険料の引き上げが予想されています。

2つ目は後期高齢者医療の保険料付加限度額は、2万円増の57万円となることから反対するものであります。

◎議長（村上啓二） 4番。

◎4番（今井敬） 平成26年度黒石市後期高齢者医療特別会計予算に賛成するものであります。

なぜなら、我が国少子高齢化の中当市では高齢化がスピード化で進み、医療費は今後も伸び続ける傾向にあります。高齢者が安心して医療を受けられるように、県の後期高齢者医療広域連合と連携をとりながら、財源の確保と経費の節減に努めており、平成26年度の保険料については、軽減措置の判定基準を拡大して引き続き実施するほか、保険料率も据え置いております。

また、肺炎球菌ワクチンの接種の一部助成の継続や、健康診査の休日検診を行うなど、長寿、健康増進事業、例えば腹八分目運動、減塩、禁煙など積極的に取り組み、円滑な制度の施行、運営に努めているところから、私は平成26年度黒石市後期高齢者医療特別会計予算に賛成するものであります。以上。

◎議長（村上啓二） 討論を終わります。

本案は起立により採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに、賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

◎議長（村上啓二） 起立多数であります。

よって、委員長報告のとおり決定いたしました。

---

◎議長（村上啓二） 議案第66号 平成26年度黒石市姥懷霊園墓地特別会計予算、委員長報告は原案可決であります。

質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（村上啓二） 質疑を終わります。

討論に入ります。

◎議長（村上啓二） 5番。

◎5番（工藤禎子） 予算委員会では賛成してしまいましたが、きちんと見ましたら消費税管理料に転化されていたということもありまして、条例改正には反対しておりましたが、整合性をとるために反対するものであります。

◎議長（村上啓二） 9番。

◎9番（大溝雅昭） 私は、議案第66号 平成26年度黒石市姥懷霊園墓地特別会計予算に賛成するものであります。

先ほども同じ消費税の改正ということで、指定管理者にですね、消費税を上げてやらないと指定管理者大変で管理もできなくなりますので、これは当然指定管理制度のものは、消費税をもってしかるべきだというふうに考えますので、この予算に賛成するものであります。

◎議長（村上啓二） 討論を終わります。

本案は起立により採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに、賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

◎議長（村上啓二） 起立多数であります。

よって、委員長報告のとおり決定いたしました。

---

◎議長（村上啓二） 議案第67号 平成26年度黒石市介護保険特別会計予算、委員長報告は原案可決であります。

質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（村上啓二） 質疑を終わります。

討論に入ります。

◎議長（村上啓二） 5番。

◎5番（工藤禎子） 26年度黒石市介護保険特別会計予算に反対するものであります。

その1つは要支援1、2をはずし、施設にも要介護1、2は入所しづらくなる。

2つ目、年収280万円以上の方は2割の利用料となるなど、黒石市の利用者も回数を減らしたり、サービスの内容を低めるなどとなっています。消費税増税を福祉に回すというなら、何で使いにくい制度へと悪くしていくのでしょうか。

また、2号保険者の介護納付金が2万円引き上げられます。今よりも後退する内容であることから、反対するものであります。

◎議長（村上啓二） 4番。

◎4番（今井敬） 私は、議案第67号 平成26年度黒石市介護保険特別会計予算に、賛成するも

のであります。高齢化の進展に伴い要介護認定者が増加し、介護ニーズはますます増大しております。また、今後75歳以上の人口が急激に増加することは確実で、それに伴って介護認定者も増加し、介護給付費はますます増大していくものと思われます。当市ではこれまでも介護事業所を訪問し、利用者個々の計画やサービス料を精査し、計画担当者に適切なアドバイスや指導を行ってきたほか、利用者に対しても給付費の通知書を送付するなど、介護給付費の適正化のため対策を講じてきたところでもあります。このことにより、認定者数や給付費が増加傾向ながらも介護保険料が県内10市で2番目に低く、また、類似規模の団体に比べ介護給付費も低く抑えられており、適正に運営されております。このことから、平成26年度黒石市介護保険特別会計予算に賛成するものであります。

◎議長（村上啓二） 討論を終わります。

本案は起立により採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに、賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

◎議長（村上啓二） 起立多数であります。

よって、委員長報告のとおり決定いたしました。

---

◎議長（村上啓二） 議案第68号 平成26年度黒石市観光施設事業特別会計予算、委員長報告は原案可決であります。

質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（村上啓二） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（村上啓二） 討論を終わります。

本案は委員長報告のとおり決するに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（村上啓二） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◎議長（村上啓二） 議案第69号 平成26年度黒石市簡易水道特別会計予算、委員長報告は原案可決であります。

質疑を許します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(村上啓二) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(村上啓二) 討論を終わります。

本案は起立により採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに、賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

◎議長(村上啓二) 起立多数であります。

よって、委員長報告のとおり決定いたしました。

---

◎議長(村上啓二) 議案第70号 平成26年度黒石市温泉供給事業特別会計予算、委員長報告は原案可決であります。

質疑を許します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(村上啓二) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(村上啓二) 討論を終わります。

本案は起立により採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに、賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

◎議長(村上啓二) 起立多数であります。

よって、委員長報告のとおり決定いたしました。

---

◎議長(村上啓二) 議案第71号 平成26年度黒石市農業集落排水事業特別会計予算、委員長報告は原案可決であります。

質疑を許します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(村上啓二) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長（村上啓二） 討論を終わります。

本案は起立により採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに、賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

◎議長（村上啓二） 起立多数であります。

よって、委員長報告のとおり決定いたしました。

---

◎議長（村上啓二） 議案第72号 平成26年度黒石市土地取得特別会計予算、委員長報告は原案可決であります。

質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（村上啓二） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（村上啓二） 討論を終わります。

本案は委員長報告のとおり決するに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（村上啓二） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◎議長（村上啓二） 議案第73号 平成26年度黒石市国民健康保険黒石病院事業会計予算、委員長報告は原案可決であります。

質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（村上啓二） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（村上啓二） 討論を終わります。

本案は起立により採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに、賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

◎議長（村上啓二） 起立多数であります。



よって、委員長報告のとおり決定いたしました。

---

◎議長（村上啓二） 議案第74号 平成26年度黒石市水道事業会計予算、委員長報告は原案可決  
であります。

質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（村上啓二） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（村上啓二） 討論を終わります。

本案は起立により採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに、賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

◎議長（村上啓二） 起立多数であります。

よって、委員長報告のとおり決定いたしました。

---

◎議長（村上啓二） 議案第75号 平成26年度黒石市下水道事業会計予算、委員長報告は原案可  
決であります。

質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（村上啓二） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（村上啓二） 討論を終わります。

本案は起立により採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに、賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

◎議長（村上啓二） 起立多数であります。

よって、委員長報告のとおり決定いたしました。

---

◎議長（村上啓二） 次に、議案第76号 平成26年度黒石市中川財産区会計予算から、議案第80  
号 平成26年度黒石市袋財産区会計予算まで、合わせて5件を一括して質疑、討論、採決した

いと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(村上啓二) 御異議なしと認め、議案第76号から議案第80号まで、合わせて5件一括して質疑、討論、採決いたします。

議案第76号から議案第80号まで、合わせて5件に対する委員長報告は原案可決であります。質疑を許します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(村上啓二) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(村上啓二) 討論を終わります。

議案第76号から議案第80号まで、合わせて5件は、委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(村上啓二) 御異議なしと認めます。

よって、議案第76号から議案第80号まで合わせて5件は、委員長報告のとおり可決されました。

---

◎議長(村上啓二) 日程第88 議員提出議案第1号 黒石市議会基本条例制定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、提案理由の説明、委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(村上啓二) 御異議なしと認め、提案理由の説明、委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(村上啓二) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議長(村上啓二) 日程第89 議員提出議案第2号 黒石市議会政務活動費の交付に関する条

例制定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、提案理由の説明、委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(村上啓二) 御異議なしと認め、提案理由の説明、委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(村上啓二) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議長(村上啓二) 日程第90 議員提出議案第3号 黒石市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、提案理由の説明、委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(村上啓二) 御異議なしと認め、提案理由の説明、委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(村上啓二) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議長(村上啓二) 日程第91 議員提出議案第4号 黒石市議会会議規則の一部を改正する規則制定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、提案理由の説明、委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(村上啓二) 御異議なしと認め、提案理由の説明、委員会の付託、質疑、討論を省略し、

直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(村上啓二) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議長(村上啓二) 日程第92 議員提出議案第5号 「手話言語法(仮称)」の制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、提案理由の説明、委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(村上啓二) 御異議なしと認め、提案理由の説明、委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(村上啓二) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議長(村上啓二) 日程第93 黒石市議会改革推進特別委員会設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会改革を総合的かつ計画的に推進するため、委員会条例第6条第1項の規定により委員6名をもって構成する黒石市議会改革推進特別委員会を設置し、これに1つ議会改革の推進を付託の上、審査終了まで継続して審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(村上啓二) 御異議なしと認めます。

よって、委員6名をもって構成する黒石市議会改革推進特別委員会を設置し、審査終了まで継続して審査することに決しました。

ただ今設置されました黒石市議会改革推進特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、今井敬議員、佐々木隆議員、大久保朝泰議員、工藤俊広議員、山

田鉦一議員、村上隆昭議員 6 名を指名いたします。

黒石市議会議会改革推進特別委員会は、本定例会終了後に組織会を開催していただきます。

---

◎議長（村上啓二） 日程第94 黒石市議会だより編集特別委員会設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

市民に対する広報、広聴活動を充実のため、委員会条例第 6 条第 1 項の規定により、委員 6 名をもって構成する黒石市議会だより編集特別委員会を設置し、これに黒石市議会の編集、発行を付託の上、審査終了まで継続して審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（村上啓二） 御異議なしと認めます。

よって、委員 6 名をもって構成する黒石市議会だより編集特別委員会を設置し、審査終了まで継続して審査することに決しました。

ただ今設置されました黒石市議会だより編集特別委員会の委員の選任については委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、工藤和行議員、黒石ナナ子議員、佐々木隆議員、大溝雅昭議員、工藤和子議員、中田博文議員の以上 6 名を指名いたします。

黒石市議会だより編集特別委員会は、本定例会終了後に組織会を開催していただきます。

---

◎議長（村上啓二） 以上で、今期定例会に上程されました議案の審議は全部終了いたしました。

これにて平成26年度第 1 回黒石市議会定例会を閉会いたします。

午後 2時02分 閉 会

---

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

平成 2 6 年 3 月 1 8 日

黒石市議会議長 村 上 啓 二

黒石市議会副議長 北 山 一 衛

黒石市議会議員 工 藤 和 行

黒石市議会議員 佐々木 隆